

2020年2月18日

【受験生の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年2月1日付けで同感染症が「指定感染症」に指定されました。

これにより、本学院では学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症として、新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない受験生については、入学試験を受験することができませんので、ご注意ください。なお、感染症の罹患により試験を欠席した場合も、追試験等の特別措置及び入学検定料の返還は行いません。

また、中国から入学試験のために来日する受験生に関しては、個別の対応となります。

上記に該当する場合は、学務課へご連絡ください。

受験生の皆様は咳エチケットや手洗い等感染予防対策を行っていただき、試験に臨んでください。ただし本人確認のため、写真照合の際は一時的にマスクを外していただきます。また試験実施に際し、試験関係教職員においてはマスク着用の対応をしておりますので、ご了承ください。

文化服装学院 学務部学務課

03-3299-2211